

建築における耐震強度偽装問題について

千葉県職員労働組合
土木協議会

姉齒建築設計事務所の耐震強度偽装に端を発した建築物の安全に関わる一連の偽装事件は、日を追うごとに拡大し、住民・居住者の安全を顧みない建築主、設計者、施工者一体の利益最優先の経営が根本にあることが明らかになってきました。

この安全を無視した建築が始まったのは建築確認事務を民間へ開放した1998年以降です。それまでは建築物の安全のため公務員が建築確認を行っていました。そして国は確認事務を民間へ開放し、建築物は計画、設計、確認、施工、検査のすべてが民間だけで完了することが可能となり、建築基準法が求める建築物の安全性に対して公務員の関与が不要となりました。

千葉県でも1998年までは、建築確認は千葉県職員や特定市の公務員が行っており、急増する建築確認件数に職員増が追いつかなく、慢性的な職員不足の中で申請から確認までの時間が長期化していました。このため、確認時間の短縮が大きな課題となり、本来公務員を増員して解決すべき問題を、確認の迅速化という国民の要求を利用して民間開放に道を開きました。

< 直ちに被害住民へ支援を >

民間確認機関もその立場はみなし公務員であり、建築確認の最終責任は国にあります。今回の不正に関わったすべての会社や個人がその財産を被害者救済に当てるべきはいうまでもありませんが、最終責任者である国が責任ある支援を直ちに行って被害者の安全と安心を回復しなければなりません。

< 早急に民間確認機関へ立入調査を >

今ある民間確認機関の確認事務の状況を把握するため、行政が早急に民間確認機関へ立入調査を行う必要があります。調査によって不適格な確認事務を排除することは、建築確認に対する信頼を取り戻す第一の条件です。

< 建築確認は公務員へ >

民間の建築確認機関の多くは大手建設会社や住宅販売会社と資本関係を結び、経営的な従属関係になっています。また、建築確認の経営目標は厳格な確認よりも確認時間の短縮に向かい、いかに他機関よりも速く行うかを競うことになりました。

公務員のおこなう建築確認は、建築基準法のみならず、憲法を遵守することを誓って国民に負託されています。この憲法遵守規定が建築物の周辺環境について行政指導をおこなう根拠となっています。

このため、公務員の建築確認は住民の安全を第一に考え、単に建築物の安全だけでなくその周辺の都市計画や環境・日照権等をも視野に入れています。建築基準法と憲法を厳格に適用するには、利益を第一とする民間確認機関には限界があります。多少時間がかかっても安心安全な確認事務を行うには、やはり建築確認は公務とすべきです。

< 安心・安全にかかわる公務員の増員を >

今回の事態を受けて、国は建築確認体制の見直しを始めていますが、小泉自民党や公明党の政策が公務の民間開放である限り抜本的な改善は望めません。政府のいう「民間にできることは民間に」ではなく、民間にできることでも安全に関わることは国や自治体で行わなくてはなりません。そのために必要な公務員は増員すべきです。政府のすすめる民間開放は国民の安心と安全を奪うものとなり、私たちは強く反対します。